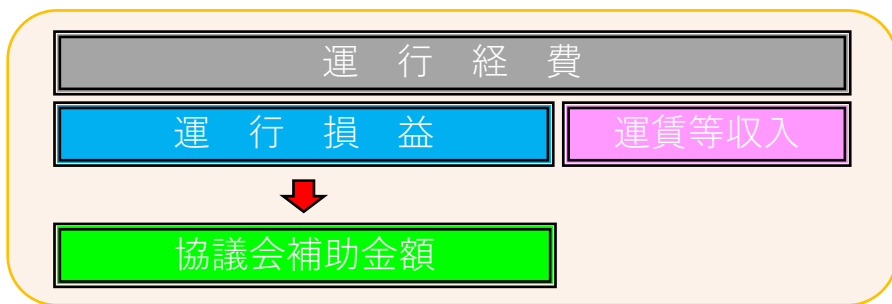


1. 運行経費等の定義

- ◎**運行経費**：運行に必要な経費の総額 → 運行事業者が提出した見積額をもとに「協議」した額
主な内訳（人件費、燃料油脂費、車両修繕費、減価償却費、停留所修繕費、一般管理費、アンケート費用、各システム維持管理費等）
- ◎**運賃等収入**：料金収入、有料広告収入（ワゴン車内・車外の11箇所に広告掲示が可）等
- ◎**運行損益**：運行経費 - 運賃等収入 = 協議会が運行事業者に支払う**補助金額**

★イメージ図



2. 協議会補助金額

◎補助金額の支払い

運行事業者からの補助金交付申請、協議会の補助金交付決定を経て、協議会は、毎月、運行事業者から請求があった場合、運行経費から運行事業者がその月に実際得た運賃等収入を差し引き、補助金額を「**概算払い**」している。

◎補助金額の確定

↓ 運行仕様書 II 事業者への補助 2 協議会 補助金額の算出及び支払い事務（3）抜粋

補助金実績報告（確定）

年度末に年間の運行損益を確定し、精算を行う。

なお、運行期間において実際に要した運行経費が協議後の運行経費を超えた場合、災害等不可抗力の発生に起因するとき、又は事業者の責めに帰すことができないときを除き、補助金の増額を行わない。

3. 令和7年度の精算

◎令和7年度運行経費

A：運行経費実績額（実際に要した運行経費） = 99,628,713円

B：運行経費見積額 = 99,282,120円

※運行経費予算額は、千円単位としていることから「99,283,000円」となっている。

☞ A（実績額）がB（見積額）を**346,593円**超えている。

①運行事業者より協議のあった事項（車両修繕費）→ 資料2-3、資料2-4

オルタネーター（車両のバッテリーを充電する機械）の修繕に要した費用 88,780円

②停留所修繕に要した費用（停留所修繕費）→ 資料2-5

127,200円（運行経費予算額100,000円）= 27,200円

★①及び②については、運行事業者が負担している。

☞ ①及び②を「事業者の責めに帰すことができない不可抗力な事案」と判断

合計額 **115,980円**を「協議会補助金額」として年度末に支出（精算）したもの。